

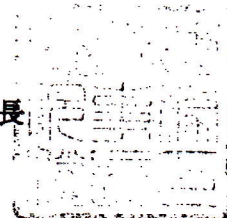


230普第19号
平成23年1月20日

開示決定等の期限の延長について（通知）

石川 克子 様

会計検査院事務総長



平成22年12月28日付けの開示請求について、行政機関の保有する情報の公開に関する法律第10条第2項の規定により、次のとおり開示決定等の期間を延長することとしたので通知します。

記

1 開示請求のあった行政文書の名称	東京地方裁判所から提出された歳出支出証拠書類のうち、東京第五検察審査会に係る旅費、日当等の支出が明記されているもの（平成21年度平成22年4月分～平成22年度平成22年10月分）
2 延長後の期間	60日（平成23年3月7日まで）
3 延長の理由	開示請求に係る行政文書が大量であること、また、開示・不開示に関する裁判所との調整、審査に時間を要することから、30日以内に開示決定等を行うことができないため

<問い合わせ先> 会計検査院事務総長官房法規課（情報公開担当）

TEL 03-3581-3251(内2332)

のり